

京都府プラント設備工事等検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、建設交通部が所管するプラント設備工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の検査に関して必要な事項を定める。

(総則)

第2条 検査は、地方自治法、同法施行令、京都府公営企業会計規程により準用する京都府会計規則、京都府工事執行規程及び工事請負契約書に定めるところにより、厳正に行わなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

京都府会計規則（以下「会計規則」という。）第165条の規定により指定された検査員をいう。

なお、同一工事等において、検査員は監督職員と兼務してはならない。

(2) 監督職員

会計規則第164条の規定により指定された監督員をいう。

(3) 検査

完成検査、部分払検査及び随時検査をいう。

(4) 完成検査

会計規則第165条の規定により工事等が完成したときに行う検査をいう。

(5) 部分払検査

会計規則第167条の規定により工事等の一部が完成し工事請負代金又は委託料の一部を支払うときに行う検査をいう。

(6) 随時検査

工事請負契約書第33条の規定による部分使用に際して等のほか、工事期間中、必要により随時に行う検査をいう。

(7) プラント設備工事

製造・生産・処理設備（以下「プラント設備」という。）に係る工事をいう。

(8) 業務委託

プラント設備工事の執行に係る業務（測量、調査、計画、設計、工事監理等）及びプラント設備の点検調整等に係る業務並びに製造・生産・処理施設の運転監視・保守点検等業務（以下「運転管理業務」という。）

の委託をいう。

(9) 事業主管課等

当該工事等の執行を担当する課又は公所をいい、その長を事業主管課長等という。

(10) 水道政策課等の検査員

水道政策課、公営企業経営課及び下水道政策課の副主査以上の技術職員をいう。

(11) 事業主管課等の検査員

事業主管課等の副主査以上の技術職員をいう。

(完成検査)

第4条 次の各号に掲げる工事の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

(1) 1件の工事費が5,000万円以上の工事 水道政策課等の検査員

(2) 1件の工事費が5,000万円未満の工事 事業主管課等の検査員

2 次の各号に掲げる業務委託（運転管理業務委託を除く。）の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

(1) 1件の委託料が2,000万円以上の業務委託 水道政策課等の検査員

(2) 1件の委託料が2,000万円未満の業務委託 事業主管課等の検査員

3 運転管理業務委託の完成検査は、事業主管課等の検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

(部分払検査)

第5条 工事等の部分払検査は、事業主管課等の検査員が行うものとする。

(随時検査)

第6条 次の各号に掲げる工事の随時検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

(1) 1件の工事費が5,000万円以上の工事 水道政策課等の検査員

(2) 1件の工事費が5,000万円未満の工事 事業主管課等の検査員

(検査の要請)

第7条 事業主管課長等は、第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する工事等が完成し、受注者から工事完成届若しくは業務完了届を受理したとき、又は、第6条第1項第1号で定める随時検査を行う場合は、検査要請書（別記様式第1号）により、水道政策課長に検査を要請するものとする。

(検査の立会い)

第8条 次の各号に掲げる検査には、当該各号に定める者を立ち合わせなけれ

ばならない。

(1) 完成検査

工事においては、受注者又は現場代理人及び主任(監理)技術者並びに事業主管課長等又は監督職員

業務委託においては、主任・管理技術者並びに事業主管課長等又は監督職員

(2) 部分払検査及び随時検査

工事においては、受注者又は現場代理人及び主任(監理)技術者又は監督職員

業務委託においては、主任・管理技術者又は監督職員

(補修(改造)命令)

第9条 検査員は、検査の結果、不合格のある場合には、補修(改造)命令書(別記第2号様式)により、期間を定めて工事の補修又は改造を命じなければならない。この場合において、特に必要と認められるものについては、事業主管課長等に協議して行うものとする。

(再検査)

第10条 検査員は、前条の補修(改造)命令による工事が完成し、補修(改造)工事完成届(別記第3号様式)が提出されたときは、再検査を実施しなければならない。

2 前項の再検査は、事業主管課等の検査員又は監督職員に行わせることができる。

(検査認定)

第11条 地下又は水中に埋設した工事等について、外部から検査することが困難な部分は、監督職員又は受注者が提出する考査認定資料(現場写真、各種試験結果等)により、検査の認定をすることができる。

(破壊検査)

第12条 検査員は、必要と認めた場合は、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

(検査の報告等)

第13条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書(完成検査は別記第4号様式、部分払検査は別記第5号様式、随時検査は別記第6号様式)により速やかに報告しなければならない。

2 前項の検査が完成検査及び随時検査の場合は、当分の間、京都府土木工事検査規程の例により成績評定表を作成しなければならない。

なお、完成検査の場合、作成した成績評定表を検査報告書に添えて報告

しなければならない。

附 則

第1条 この規程は、令和5年4月3日から施行する。

第2条 府民環境部（公営企業）工事等検査規程（平成23年1月25日文化環境部長決裁）は、廃止する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。